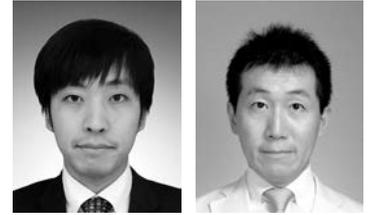


特集《模倣品対策》

ASEAN 諸国における模倣品対策

会員・ジェトロ本部知的財産課
ジェトロバンコク事務所

石川 勇介
高田 元樹



要 約

近年、ASEAN 諸国における模倣品の流通量は増加傾向にある。模倣品が市場に流通することで、模倣された日系企業の権利者が利益を奪われるだけでなく、模倣品を購入した消費者に対して健康や安全の被害をもたらす、経済の健全な発展が阻害される。

日本貿易振興機構（ジェトロ）では、ASEAN 諸国において日系企業等の模倣品対策の一助とすべく、模倣品被害の実態や模倣品の流通ルート、模倣品対応策などについて各種現地調査を行っている。また、各種模倣品対策事業を行っている。

本稿では、ASEAN 諸国のうち、特に模倣品被害が多い地域とされるタイ、インドネシア、ベトナムについて模倣品の実態、知的財産権の行使、最近の取締り実績の観点からそれぞれ説明する。また、ジェトロが2015年度、2016年度に実施したタイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、ミャンマーにおける現地政府機関向け真贋判定セミナーや招聘事業等について概要をそれぞれ紹介する。

目次

1. はじめに
2. ASEAN 主要国におけるジェトロによる模倣品に係る調査報告概要
 - 2-1. タイ
 - 2-1-1. 模倣品の実態
 - 2-1-2. 知的財産権の行使
 - 2-1-3. 最近の取締り実績
 - 2-2. インドネシア
 - 2-2-1. 模倣品の実態
 - 2-2-2. 知的財産権の行使
 - 2-2-3. 最近の取締り実績
 - 2-3. ベトナム
 - 2-3-1. 模倣品の実態
 - 2-3-2. 知的財産権の行使
 - 2-3-3. 最近の取締り実績
3. ASEAN 主要国におけるジェトロの模倣品対策事業
 - 3-1. タイ真贋判定セミナー（2015年6月）
 - 3-2. インドネシア知的財産総局捜査局招聘（2016年2月）
 - 3-3. ベトナム真贋判定セミナー（2015年11月）
 - 3-4. ベトナム三者連携プロジェクト（2016年7月）
 - 3-5. マレーシア国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）招聘（2015年10月）
 - 3-6. ミャンマー税関差止プロジェクト（2016年7月）
4. おわりに

1. はじめに

近年、ASEAN 諸国における模倣品の流通量は増加傾向にあり、日系企業が東南アジアでビジネスを拡大させていくなかで悪影響が懸念されている。模倣品が流通することで、模倣された日系企業の権利者が本来得べき利益が奪われ、新たな知的財産の創造意欲が減退するだけでなく、模倣品を購入した消費者のブランドへの信頼を低下させ、消費者自身の利益が阻害される。特に、食品、医薬品または化粧品などによる模倣品の場合には消費者が健康被害を引き起こす可能性があり、死亡に至るケースもある。

日本貿易振興機構（ジェトロ）では、ASEAN 諸国において日系企業等の模倣品対策の一助とすべく、模倣品被害の実態や模倣品の流通ルート、模倣品対応策などについて各種現地調査を行っている。また、各種模倣品対策事業として現地政府機関向け真贋判定セミナーや招聘事業等を行っている。

そこで、本稿ではジェトロによる ASEAN 諸国における各種調査報告の概要、各種模倣品対策事業についてそれぞれ紹介する。

2. ASEAN 主要国におけるジェトロによる模倣品に係る調査報告概要

ASEAN 主要国（タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、シンガポール、フィリピン）においては、各種知的財産の保護に関する法律が施行されており、一部の国では、知財権利者のニーズや昨今の知財動向に対応すべく新法制定または法改正が進められている。ただし、法体系自体は、コモンローの国もあれば大陸法の国もあり、またフィリピンのようにこれらが混在する国も存在する。法体系が異なる一方で、知的財産権の侵害に対して救済措置が設けられている点では各国共通している。商標権または著作権の侵害については、ASEAN 主要国全てにおいて民事救済及び刑事救済の対象となるが、特許権の侵害に対する刑事救済が未制定の国も存在する。

以下、ASEAN 主要国のうち、特に模倣品被害が多い地域とされるタイ、インドネシア、ベトナムについて模倣品の実態、知的財産権の行使、最近の取締り実績の観点からそれぞれ説明する。

2-1. タイ

2-1-1. 模倣品の実態

人口 6,800 万人以上（2015 年時点）、観光大国であるタイは、模倣品が多く出回る市場でもある。これら模倣品は、タイ人だけでなく、自国で模倣品の入手が困難な外国人観光客も惹き付けている。このような模倣品に対する高い需要から、巨大な模倣品市場が形成され、タイ全国いたる所で入手可能となっている。模倣品の種類はターゲットとなる消費者によって左右され、その販売方法も異なる。衣類、音楽・映画媒体、ソフトウェア、時計等がショッピングセンター周辺の屋台でタイ人や外国人を対象として販売されている一方で、自動車部品や電子機器、機械部品等は、特殊な方法で販売されている。

模倣品には、タイ国内で製造されたものと輸入品がある。国内製造品には、大小様々な企業が関与している。小規模な業者は、マーク付けや組立等、簡単な作業を行っているのみで製造に関わっているものは限られている。一方、大規模な業者は、最新機械や技術を使用して模倣品を製造している。タイへ輸入される模倣品は、機械部品や電子部品等、高度な処理が要求されるものが多い。これら模倣品は、完成品として輸入され、タイ国内でラベル付けのみ行われる場合と、部

品の状態で輸入され、タイ国内で組み立てられる場合がある。

模倣品が横行している一方で、多くのタイ人が、このような侵害行為によって外国投資誘致という観点からタイのイメージが損なわれることを認識している。国際市場におけるタイの信用度や今後の経済成長への影響も懸念されている（タイは、米通商代表部によるスペシャル 301 条報告書（2016 年版）で、10 年連続で知的財産権の保護が不十分な「優先監視国」に指定されている）。このような事態を打開すべく権利行使が強化されており、全国での模倣品の押収量増加につながっている。押収品は、衣類、映画・音楽媒体、自動車部品、ゲームソフト、アクセサリ、ソフトウェア、スポーツ用品等多岐に渡っている。模倣品の輸入に対する税関の取締強化により、国境での押収量も増加している。

2-1-2. 知的財産権の行使

日系企業の知財権利者が侵害被疑者に対して知的財産権を行使するためには、一般に「民事措置」または「刑事措置」を選択する方法がある。また、税関に対して「水際措置」を申請することができる。

権利者が民事措置により損害賠償を望む場合には、まず侵害被疑者に対して警告状を送達し、その後民事訴訟を起こすことができる。一方で、刑事措置により権利を主張したい場合には、警察の特別履行チームによる捜査及び侵害の証拠押収により、刑事訴訟を起こすことができる。いずれの救済方法を選択した場合でも、タイでは正式な証拠開示制度がないため、事前に侵害の証拠を集めることが重要である。

<民事措置>

権利者は、故意に侵害活動に従事する侵害者に対して提訴する権利を有する。侵害者に対する民事訴訟を提訴する権利は、民商法典第 5 条の不法行為に規定されている。

権利者（原告）がタイ中央知的財産国際取引裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court : CIPITC）に訴状を提出すると、侵害被疑者（被告）に対して訴状及び裁判所からの召喚状が発行される。被告は同裁判所に訴状に対する答弁を提出し、原告に対して非侵害の抗弁をすることができる。また、特許権の無効または商標登録の取消を主張する反訴をすることもできる。反訴が申請された場

合、原告は当該反訴に対する答弁書を同裁判所に提出し、被告に対して答弁書を発送する。答弁の期日については当事者の送達方法による。

提訴、答弁、場合によって反訴がなされた後、同裁判所は両当事者に提訴裁定の日程を通知し、両当事者は出廷する義務を負う。同裁判所は、裁判のため論争を裁定し、証拠の検証及び証人の審問を行う。なお、タイでは公判前の証拠開示手続きはない。

タイでは陪審員制度が存在せず、知的財産権または国際取引貿易の特別な専門知識を有する判事が全ての論議及び証拠を審議する。知的財産権裁判では、少なくとも判事二人および裁判員一人から構成される。技術的な事案については、技術専門家が出廷し、公正な審理を実施する。

審理終了後、同裁判所は、両当事者に審理最終日から一定期日以内に最終陳述の提出を命じる。証人尋問の完了後、法廷は、原則 1, 2 カ月後の判決言い渡しを決定する。

同裁判所での民事訴訟について、知財権利者の多くは、侵害活動の差止を請求するとともに、権利者が被った損害の実際金額に基づいて損害賠償を求めることが多い(民商法典第 438 条)。ただし、同裁判所が裁定を下す損害賠償額は、権利者が実際に被った損害または損失額を大きく下回ることが多い。このことは、同裁判所が 1997 年に設立されて以来、権利者が訴訟を避ける大きな理由となっている。

特許に関わる民事訴訟では、一般的に提訴から第一審判決までおよそ 18 か月から 36 か月を要する。商標権および著作権に関わる民事訴訟では、およそ 12 か月から 18 か月である。

第一審判決に対して控訴する場合には、控訴裁判所である最高裁判所に直接文書で提出する。判決の解釈を除き審尋はなく、最高裁判所の判決は最終判決となる。最高裁判所は裁判で提示された事実及び証拠に基づき審査するのみで、当事者が控訴のために追加の書類や証拠を提出することは許されていない。

なお、権利者(原告)は正確な損害額を立証するために明確な証拠を提出する必要があるが、一般にタイ法廷では侵害者の利益を損害賠償の基準にすることができないため、権利者に相当の負担を強いることになる。弁護士費用について、一般にタイ民事訴訟法では請求金額の上限が 5% 程度に設定されている。

<刑事措置>

日本のシステムと同様に、知財権利者は裁判所に直接提訴または警察に提訴することで、侵害者に対して刑事告発をする。具体的には、知財権利者は違法行為に対して管轄裁判所に自身で刑事訴訟を提訴するか、警察に提訴してその後警察が捜査を実施し検察局に事件を提訴することで裁判所の判決がなされる。

商標権侵害においてはタイ国内で商標登録されている必要があって、外国登録商標の権利侵害についても刑事罰の対象となり得るが、非常に小額な罰金のために侵害の抑制効果はほとんどない。

著作権侵害においてはタイ国内で著作物が保護対象となるため登録は必要としないが、侵害の申立てをするために著作権者は複製等の証拠を提示する必要がある。また著作権者であることの証拠も提示する必要がある。当該証拠としては、著作者の宣誓供述書、タイにおける著作権登録記録等が要求されることが多い。

警察に提訴する際には、特許権侵害の場合には分析技術を必要とするために実質的な解決に結びつかない可能性が高い。また、警察では悪事に関する明確な根拠がない限り、捜査実施、検察局への提訴を躊躇する可能性がある。

<排除命令(警告)>

民事訴訟または刑事訴訟の開始前に、知財権利者は侵害容疑者に対して排除命令状(警告状)を送達することができる。これは知財権利者が模倣品に対して確固たる処置を講じる意思を強調するものである。

排除命令状の送達はタイ中央知的財産国際取引裁判所(CIPITC)または警察に対する提訴と比較して、費用対効果が高く、多くの時間を要さない方法である。侵害容疑者は有効な知的財産権が存在することを知らない可能性もあり、訴訟を避けるために協力し同意する場合もある。

一般的に、上記の予備的書状(排除命令状)は権利者の代理として弁護士が送達するか権利者自身が送達する。侵害者が答弁しない場合または侵害行為を止めない場合には、侵害証拠押収の法廷命令、予備差し止め命令、最終的には同裁判所への提訴等によって正式な執行方法をとることができる。

<税関による水際措置>

タイ税関では知財権利者と連携して知的財産権を侵害する輸出入品の取締りを強化するための知財権登録制度がある。模倣品と確認された場合には、模倣品の

破棄、輸出入者に対する罰金支払いがなされる。

水際措置を行うにあたっては、1) 当局への模倣品の見分け方に関する情報提供、2) 差止物品の真贋判定を行う準備、3) 深刻な現状について公衆への広告活動、4) 実績のある弁護士または弁理士の雇用について検討する必要がある。

2-1-3. 最近の取締り実績

タイで反模倣活動の実施権限を持つ法律機関（タイ国家警察庁、法務省特別捜査局（DSI）および税関局など）は、市場に出回る模倣品を押収するため、継続的に全国の製造者、販売者、輸入業者、輸出業者、卸問屋、小売店および屋外行商人に対して権限を行使し、模倣品の製造販売に従事する個人や企業を告訴している。

また、主要政府機関となる知的財産局（DIP）が、知的財産権の政策および実務を管轄し、上記政府機関の調整役を果たしている。

以下、知的財産局から得られた知的財産権行使（エンフォースメント）に関する統計データ、および税関局から得られた模倣品押収件数に関する統計データを示す。

根拠法	2012 年度		2013 年度		2014 年度	
	事件数	押収品数	事件数	押収品数	事件数	押収品数
著作権法	4,789	2,770,675	5,121	1,216,567	4,562	524,671
商標法	4,914	3,833,509	4,377	964,627	2,473	227,202
特許法	24	4,859	29	10,863	13	1,137

図1 タイにおける知的財産権違反の取締り実績（著作権法、商標法、特許法）
（出典：ジェットロ「タイにおける模倣品流通実態調査」）

知的財産権違反の取締り実績によると、警察庁および特別捜査局が実施した強制捜査の多くが著作権侵害に関わる事件である。また著作権侵害事件の多くが映画、音楽、ソフトウェアおよびコンピュータゲームなどの著作物を対象とする事件である。

著作権および商標権侵害事件について2012年度から2014年度にかけて1件の事件に対する押収品数が減少していることが分かる。このことから模倣品の流通形態が小口化、巧妙化していることが予想される。

特許権侵害事件についてタイでは事件数が非常に少ない。理由として警察庁および特別捜査局の追跡が消極的であること、特許権行使目的の捜索令状請求が複

雑で技術的な性質を有するため、タイ中央知的財産国際取引裁判所（CIPITC）により拒絶されることが考えられる。特許権を侵害する製品は、主に医薬品、化学製品、自動車、エンジン、布地の模様等である。

年度	取締り件数	押収品数	価値（パーツ）
2011 年度	628	451,772	132,502,410
2012 年度	754	1,531,440	148,105,535
2013 年度	774	631,121	116,552,746
2014 年度	765	263,584	74,706,589

図2 タイにおける模倣品の税関取締り実績
（出典：ジェットロ「タイにおける模倣品流通実態調査」）

模倣品の税関取締り実績によると、タイ税関による模倣品の押収件数は2006年頃から緩やかに増加しており、2012年以降は750件から800件の間で推移している。2012年度から2014年度にかけて1件の取締り件数に対する押収品数および価値が大きく減少している。このことから国境を越える海路における模倣品の流通形態についても小口化、巧妙化していることが予想される。

なお、刑事措置および税関による水際措置に関しては抑止効果が十分ではなく、民事措置に関しては時間と費用がかかり、予備的措置に関しては差止命令がほぼ認められないといった課題が残されていると考えられている。特に抑止効果に関しては、初犯や小売業者の場合にはタイ裁判所では厳しい罰則を避ける傾向が強いと考えられている。

2-2. インドネシア

2-2-1. 模倣品の実態

人口2億5,000万人以上（2015年時点）、1万5,000以上の島で構成されるインドネシア共和国では、知的財産法を含む法律の多くが全国共通に適用されている。インドネシアでは、長年の間、有名ブランドの衣類から、海賊版映画や音楽、自動車部品、携帯電話関連部品、電子機器や娯楽機器、医薬品や食料品、化粧品、煙草まで様々な知的財産権侵害品（模倣品）が流通している。

模倣品が多く流通している地域としてスラバヤ（ジャワ島東部）、メダン（スマトラ島）、スマラン（ジャワ島中部）およびバリクパパン（カリマンタン島）などがある。首都ジャカルタには、東南アジア最大級のショッピングモールが複数あり、特に多くの模

倣品や海賊版が販売されている。また、西ジャワ州バンドンなどの観光都市におけるショッピングモールにおいても模倣品が多く販売されている。

模倣品は中国から流入するもの、マレーシアなどの周辺国を経由して流入するものがあるが、中国から流入するものが圧倒的に多い。また、ジャカルタ、スラバヤ、メダンなどの都市にはインドネシア有数の港湾があるため、これらの港湾に海路で流入している模倣品が多い。

知的財産権違反に対するインドネシア政府および知財協会の多大な努力は一定の効果を上げているものの、依然として知財権利者を脅かす相当な数の違反が横行している。また、違反行為のボーダレス化も進んでおり、海外で製造されインドネシア国内へ輸入された安価な模倣品がインドネシア国内で販売されるだけでなく、他国へも輸出される場合もある。インドネシア国民の多くは、品質よりも価格を優先し、模倣品市場の形成を助長している。

インドネシア政府によって侵害撲滅のための本格的な取り組みが実施されており、その一つが2011年に設置された知財権侵害撲滅国家チームである。同チームは、警察、税関等の関係省庁および執行担当官のほか、知的財産総局長の指揮下に新たに導入された文民捜査官で構成されている。

2-2-2. 知的財産権の行使

知財権利者は、権利ごとに費用と効果を検討し、「民事措置」と「刑事措置」を使い分けることが重要である。また、税関に対して「水際措置」を申請することができる。

以下に、知的財産権侵害に対する各機関の権限を説明した図を示す。

	行政措置	民事措置	刑事措置	水際措置
知的財産総局	×	×	○	×
国家警察	×	×	○	×
商事裁判所	×	特許権、商標権、意匠権、著作権、集積回路設計デザインに関する知的財産権侵害	×	○
地方裁判所	×	営業秘密、種苗に関する知的財産権侵害	○	○

図3 知的財産権侵害に対する各機関の権限
(出典：ジェットロ「インドネシアの模倣品対策に関する調査」)

<民事措置>

特許権、商標権、意匠権、著作権、集積回路設計デザインに関する知的財産権に基づく民事訴訟では、商事裁判所が第一審となり、第二審が最高裁判所となる。被告の住所地がある管轄区の商事裁判所が管轄する。なお、インドネシア国内には、ジャカルタ、マカッサル、メダン、スラバヤおよびスマランの5か所の商事裁判所が存在する。

商事裁判所の判決に不服がある場合には、商事裁判所職員への判決破棄請求が可能であって、商事裁判所職員から最高裁判所へ書類が提出される。破棄請求についての最高裁判所の判決に不服がある場合には、商事裁判所職員へ再審を請求することができ、商事裁判所職員から最高裁判所へ書類が提出される。上記以外に、当事者間での仲裁による紛争解決も可能である。

所要期間について「特許」の場合、商事裁判所に民事訴訟を提起すると、起訴から原則6か月以内に第一審判決が確定する。破棄請求に対する最高裁判所による判決は、最高裁判所への請求登録日から原則6か月以内に確定する。最高裁判所による再審判決の期限は、法律上不明確であって判決確定まで1年以上を要すると考えられている。一方で「商標権、意匠権、著作権および集積回路設計デザイン」の場合、起訴から原則3か月以内に第一審判決が確定し、破棄請求に対する最高裁判所判決は、最高裁判所への請求登録日から原則3か月以内に確定する点が異なる。

費用については、民事請求を提起するにあたって原告が事務手数料／登録費として、約2,522万インドネシア・ルピア（2016年1月時点で約1,830米ドル）を商事裁判所に前納する必要がある。最高裁判所に上告するにあたっては約720万インドネシア・ルピア（2016年1月時点で約516米ドル）、再審を請求するにあたっては約1,225万インドネシア・ルピア（2016年1月時点で約877.5米ドル）の手数料が発生する。また、当事者が弁護士費用を支払う必要がある。

なお、インドネシアの裁判所は特許権侵害に関して経験が少ないため、他国の判決例を提供することが有効である。また、損害の算定に関する規定が存在しない点に留意する必要がある。

<刑事措置>

刑事訴訟では、地方裁判所が第一審となり、第二審が高等裁判所であり、第三審が最高裁判所となる。被告の住所地がある管轄区の地方裁判所が管轄する。

知的財産権侵害は、告訴によって成り立つ犯罪（親告罪）であるため、権利者は正式な告訴状を国家警察または知的財産総局の文民捜査官に対して提出する必要がある。

所要期間について、国家警察または文民捜査官による捜査の実施期限は特に規定されていないが、侵害被疑者を裁判まで拘留するに際しては期間制限があるため、捜査および法廷審問のタイムフレームに影響する。

費用については、刑事訴追の費用に対応する法律規定がないものの、文民捜査官や国家警察による捜査を進めるためには権利者が原則運営費用（旅費など）の負担を求められる。

一般に民事訴訟よりも費用は高額ではなく、刑事強制捜査による法的執行力もあることから知的財産権侵害の事件は刑事訴訟が主流であると考えられている。

なお、知的財産権侵害の訴訟案件に関する経験が少ないので、判決の予想が困難である。有罪判決が下りても、犯罪者は執行猶予、または低価格の罰金になる傾向がある。なお、汚職のおそれがあるため刑事訴訟を提起する際には留意する必要がある。

<税関による水際措置>

従来から違法輸入品の差止めを含む関税法はあったが、税関への申請手続きの規則が存在しなかった。そこで最高裁判所より仮差止命令に関する 2012 年 7 月 30 日付規則第 4 号（以下、最高裁規則という。）が発行されている。最高裁規則には、国境における通関停止を税関に認めるための裁判所命令に関する規則が定められている。

輸入差止による申請は商事裁判所（または地方裁判所）に提出される必要がある。裁判所は証言聴取を設定して 10 日間の一時差止を命令する。一時差止を維持するためには、知財権利者は民事訴訟（または刑事訴訟）を提起する必要がある、また一時差止に関する費用について差止商品と同価値に相当する担保金支払いが必要となる。

最近では、インドネシアの税関総局は、2014 年末から 2015 年初頭にかけて、2012 年の暫定措置に準拠する施行規則の素案を作成している。ただし、施行規則策定の完了時期については未定である（初公開については 2016 年中と一応見込まれている）。

2-2-3. 最近の取締り実績

以下、各権限機関における知的財産権侵害に対する取締り実績の統計データを示す。

取締り実績				
年度	知的財産総局	国家警察	商事裁判所	最高裁判所
2011 年度	34 件	—	—	—
2012 年度	37 件	207 件	59 件	—
2013 年度	19 件	266 件	110 件	30 件
2014 年度	9 件	98 件	102 件	65 件
2015 年度	—	—	106 件	61 件

図 4 各機関における知財権侵害に対する取締り実績
(出典：ジェトロ「インドネシアの模倣品対策に関する調査」)

2011 年度から 2014 年度にかけて国家機関（知的財産総局および国家警察）による取締り件数が減少している一方で、2012 年度から 2015 年度にかけて裁判所の訴訟取扱い案件が増加していることが分かる。

知的財産総局による取締り実績				
年度	特許権	商標権	意匠権	著作権
2011 年度	0 件	26 件	6 件	2 件
2012 年度	2 件	25 件	3 件	4 件
2013 年度	0 件	14 件	0 件	3 件
2014 年度	1 件	10 件	1 件	5 件
2015 年度	0 件	6 件	2 件	1 件

※図 4 と図 5 の間で取締り実績の数値が若干異なる（情報元の違いによる）。

図 5 知的財産総局による知財権侵害に対する取締り実績
(出典：ジェトロ「インドネシアの模倣品対策に関する調査」)

2011 年度から 2015 年度にわたって商標権侵害に対する取締り件数が最も多いことが分かる。なお、2011 年 2 月に知的財産総局内に知財権侵害を捜査するための文民捜査官が設置されたが、文民捜査官による影響力は未だ限定的であることが予想される。

2-3. ベトナム

2-3-1. 模倣品の実態

人口 9,300 万人以上（2015 年時点）、中国と国境を接するベトナムは、ハノイを中心とする北部、ホーチミンを中心とする南部に大きく分かれており、全土にわたり模倣品が氾濫している。DVD や CD の海賊版製品、家電製品、工業製品等の模倣品が数多く存在し、模倣品の比率は ASEAN 諸国の中でも高いと言われている。また、ホーチミン付近には、フリートレード

ゾーン（港湾近く等の場所で税関による管理が存在しない、あるいは緩やかな管理しか行われていない区域）があり、本来、貿易促進等を目的とした区域であるが、模倣品・海賊版の流通業者に悪用されていることが多く、模倣品・海賊版の流通の温床となっている。

ベトナムにおける模倣品の流通について、一部の模倣品はベトナムやその周辺国で製造されていることもあるが、大半が中国から流通しているのが実情で、模倣品の種類やベトナム側の仕入業者の所在地によって流通ルートが異なっている。

模倣品流通ルートは、海路、陸路、空路、第三国経由と様々なパターンがある。陸路については、主に中国広西チワン族自治区や雲南省から流入するルートが存在し、最近では、中国広西チワン族自治区とベトナム間の高速道路、鉄道が発達してきていることから流通量が増大していると言われている。海路については、主として、中国南部の地域、例えば、広東省、福建省等からハイフォン（ベトナム北部最大の港湾都市）、ホーチミン、ダナン（南部、中部の主要な港湾都市）へ流入するルートがある。そして、第三国を経由するルートについては、中国からタイまたはラオス経由でベトナム北部へ流入するルート、中国からタイまたはカンボジア経由でベトナム南部メコンデルタ周辺へ流入するルート等が確認されている。

2-3-2. 知的財産権の行使

知財権利者が侵害被疑者に対して権利行使するためには、一般に「民事措置」、「刑事措置」または「行政措置」を選択する方法があり、これについては知的財産法、刑事法および関連する法令で明確にされている。また、税関に対して「水際措置」を申請することができる。

<民事措置>

権利者は、権限機関に侵害行為の行政処分を要請すると同時に、または事後的に裁判所に損害賠償請求の民事訴訟を起こすことができる。

ベトナムでは訴訟手続きが複雑であること、また、知的財産の専門裁判所がないことから知財権侵害事件の訴訟は比較的少ない。また、知財分野での裁判処理能力が劣っており、判断が妥当と評価されない判決があるため、裁判へ踏み切れないケースが多いと考えられている。裁判所は、原則として調停による解決に努め、調停が不調に終わった場合に裁判に移行する。

損害が回避できない、または適時に保護されない場合、裁判所は権利者の要請に基づいて違反が疑われる製品の没収、差押え、封印、商品の所有権の変更を禁止するなど緊急措置を適用する。裁判所が違反行為はないと判断した場合には、権利者は緊急措置によって発生する全ての損害を賠償する必要がある。

裁判所は、知的財産権を侵害した組織と個人の処分について、侵害行為の強制停止、謝罪と是正の表明、民事義務の履行、損害賠償の請求等の民事措置で処理する。権利者は、損害賠償のために損害額を証明する義務があり、その証明ができなかった場合、または裁判所がそれを承認しなかった場合には、裁判所が賠償額を決定する。賠償額の最高額は原則約5億ドン（約2万5,000米ドル）であり、権利者は精神的な被害についても請求することができる。なお、その場合の賠償額の最高額は原則約5,000万ドン（約2,500米ドル）以下、および弁護士費用とされている。

<刑事措置>

刑事措置は、ベトナム刑法に基づき、原則的に著作権、著作隣接権、商標および地理的表示に対して、故意で行われる知的財産権侵害行為を対象として適用される。知的財産権の侵害が認められる事実について証拠が発見されたとき、権利者は経済警察に対して刑事告発手続をとることができる。

模倣品が食品、医薬品である場合や大量に取引されている場合、組織的に侵害行為が行われている場合、または再犯の場合には、法執行当局は刑事罰を科すことが比較的多い。刑事罰では、違反行為の重大性や再犯であるかなどによって、一定の公民権の剥奪、約5,000万ドン（約2,500米ドル）以上約10億ドン（約5万米ドル）以下の罰金、3年以上の禁固刑または終身刑が課されるほか、死刑の場合もある。

<行政措置>

知的財産権の行政違反に対する罰則規定、手続、権限や罰金については2013年8月29日付け政令第99/2013/NĐ-CP号に規定されており、また著作権、著作隣接権については2013年10月16日付け政令第131/2013/NĐ-CP号に規定されている。

知的財産法によると、知的財産分野の行政違反を処理する政府機関は主に6箇所あり、知財権行使の担当分野が行政上分かれている。以下のような担当役割となっている。

行政当局	担当役割
科学技術省 (MOST) 監査局	特許, 実用新案, 商標, 地理的表示, 商標, 意匠, 集積回路の回路図, 知財分野の不正競争行為などの知財侵害事件を受理, 処分
文化スポーツ観光省 (MOCST) 監査局	著作権, 著作隣接権の侵害事件を受理, 処分
商工省市場管理局	国内市場の検査と監査 国内市場における商標, 地理的表示, 商標, 意匠, 著作権, 著作隣接権, 植物品種, 知財分野の不正競争行為などの知財侵害事件を受理, 処分
公安省経済警察局	知財侵害の捜査および証拠収集と, 権限機関に報告 権限の範囲内での行政処分
税関総局	商品の輸出入における知財侵害事件を受理, 処分
人民委員会	管轄地域内での行政処分

図6 各行政当局における知財権侵害の担当役割
(出典: ジェトロ「ベトナムにおける模倣品・知的財産権侵害物品の流通に関する調査」)

なお、罰金は違反商品の価値に基づいて計算され、罰金の最高額は原則個人の場合は約 2.5 億ドン（約 1 万 2,500 米ドル）、組織の場合は約 5 億ドン（約 2 万 5,000 米ドル）とされている。行政措置の手続きが簡易で処理が早いことから、多くの知財権利者が行政措置を選択している。

<税関による水際措置>

知財権利者は、税関に対して知的財産権を侵害する輸出入品の監視を要求する申請を行うことができる。侵害物品が発見された場合、税関は権利者に対してその旨通知し、権利者は税関に対して通関手続きの中止および緊急的な差し止め措置と、必要な防止措置を求める行政措置とを実施するための申請書を提出することができる。税関における処分決定の際に侵害の事実に関する証拠が認められれば、税関は当該書類を権限機関に引き渡し、刑事による処分手続きを行う。

なお、2014 年 12 月 1 日にジェトロは税関総局密輸防止局との間で、知的財産権侵害疑義物品の税関手続停止、検査、監査措置、その他の侵害物品の輸出入抑制に向けた協力同意書を締結している。この同意書は、知的財産権関連の水際取締りにおける税関登録を行った日系企業の権利保護を目的としたものであり、今後の日系企業の活用と税関における水際取締りの強化が期待される。

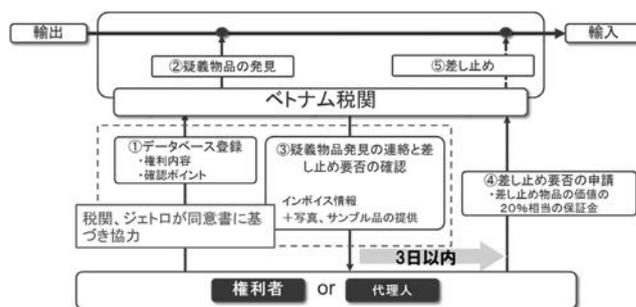


図7 税関での知的財産権侵害物品取締りフロー
(出典: ジェトロ「ベトナムにおける模倣品・知的財産権侵害物品の流通に関する調査」)

<違反行為の鑑定, 確認>

知的財産庁の専門的な意見や、模倣品として疑われている商品の鑑定・分析機関による品質・有効成分比率・機能に関する鑑定・分析結果は、模倣品の処理において侵害行為であるかどうかを執行機関が確定するため重要な役割を果たす。理由として、執行機関が専門分野の違反行為を処理する能力を有していないこと、第三者機関による鑑定・分析結果を根拠として客観的な決定をすることが挙げられる。

商品の品質鑑定が難しい模倣品に対しては、標準・測量・品質技術センター (QUATEST) などの専門鑑定機関の鑑定に基づいて処理される。標章模倣または商標、特許、意匠等の知財権侵害品を取り扱う執行機関では、知的財産研究所 (VIPRI) の鑑定結果または知的財産庁の専門家の意見に基づいて処理を行っている。

2-3-3. 最近の取締り実績

以下、権限機関による模倣品、知財権侵害物品の取締り実績の統計データを示す。

年度	取締り件数*	罰金額, 没収した商品価値の合計額**
2008 年度	187,119	21,340 億ドン
2009 年度	—	—
2010 年度	184,032	32,540 億ドン
2011 年度	203,592	54,140 億ドン
2012 年度	272,158	83,100 億ドン
2013 年度	—	—
2014 年度	206,000	130,000 億ドン

*取締り件数には模倣品, 知財権侵害物品のほか, 禁止品, 密輸品も含まれる。
**罰金額には税金滞納額も含まれる。

図8 権限機関による取締り実績

2008 年度から 2014 年度にかけて罰金額、没収した商品価値の合計額が増加していることが分かる。つまりは 1 件の取締り件数に対する罰金額、没収した商品価値の合計額が増加していることが分かる。

次に、市場管理局による模倣品、知財権侵害物品の取締り実績の統計データを示す。

年度	取締り件数	罰金額	違反した商品価値
2010 年度	10,472 件	4,440 億ドン	380 億ドン
2011 年度	12,910 件	3,580 億ドン	1,840 億ドン
2012 年度	13,101 件	3,580 億ドン	2,740 億ドン
2013 年度	14,008 件	62,010 億ドン	3,210 億ドン

図9 市場管理局による模倣品、知財権侵害物品の取締り実績 (出典: ジェトロ「ベトナムにおける模倣品・知的財産権侵害物品の流通に関する調査」)

市場管理局による取締り件数が 2010 年度から 2013 年度にかけて増加していることが分かる。また、2010 年度から 2013 年度にかけて 1 件の取締り件数に対する違反した商品価値が増加していることが分かる。

なお、ベトナム政府は、2014 年 3 月 19 日付け決定第 389/QĐ-TTg 号に基づいて密輸、不正貿易と模倣品防止指導国家委員会 (略称 389 国家指導委員会) を設立している。389 国家指導委員会では全省庁の各最高責任者が委員として参加し、組織的な密輸・不正貿易と模倣品行為に関する処分を行う。389 国家指導委員会の設立に伴って、政府は密輸・不正貿易・模倣品生産販売などの深刻な社会問題の改善に一層取り組むことを表明している。

3. ASEAN 主要国におけるジェトロの模倣品対策事業

次に、ジェトロが 2015 年度、2016 年度に実施した

ASEAN 諸国 (タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、ミャンマー) における現地政府機関向け真贋判定セミナーや招聘事業等について概要をそれぞれ紹介する。

3-1. タイ真贋判定セミナー (2015 年 6 月)

<開催概要>

ジェトロ、経済産業省による共同開催により、タイ国内での真贋判定セミナーが 2011 年、2012 年に続き 3 年ぶりにバンコクで開催された。

タイ知的財産局 (DIP) ではタイの知財環境改善に向けて前向きに取り組んでいるものの、特許などの審査遅延、国際条約・協定への未加入、市中における模倣品・海賊版の氾濫など日系企業にとって問題が多い。このような状況を踏まえ、執行当局が模倣品の取り締まりを効果的に実施することができるよう、今回の真贋判定セミナーを開催し、模倣品と真正品の判定手法を執行当局であるタイ知的財産局、タイ税関局、特別捜査局 (DSI)、警察庁経済警察 (ECD)、検察局 (AGO) の知財関係者約 100 人に解説した。

<日系企業による真贋判定ポイントの説明>

日系企業 9 社が各社の知的財産権保護への取り組みや、真贋判定のポイント、模倣品を使用した際のリスクなどについてプレゼンテーションを行った。また会場内では、日系企業が模倣品と真正品の比較展示を行い、日系企業が当局関係者に対して実物を見せながら違いを説明することで、当局関係者による真贋判定手法の理解促進を図った。

本セミナーを通して、税関局長より「高度な模倣技術に対応した真贋判定手法の習得を税関職員に期待するとともに、今後は消費者側に対する模倣品不買のための普及啓発なども進めていきたい」と述べられた。知財局副局長もあいさつで「本セミナーを真贋判定技



図 10 タイ：セミナー冒頭の記念撮影 (左側)、セミナー会場内の受講者の様子 (右側)

術の向上につなげたい」と語られた。また両局から、真贋判定手法取得における本セミナーの重要性について言及があったほか、消費者の安全を脅かす模倣品の撲滅に向けて税関と知財局が協力していく旨が述べられた。

意見交換の場では、次回の真贋判定セミナーでは食品や化粧品、衣類や服飾雑貨についても説明してほしいとの意見が上がった。

3-2. インドネシア知的財産総局捜査局招聘 (2016年2月)

ジェットロ、経済産業省による共同開催により、インドネシア知的財産総局(DGIP)から協力・知財推進局のルビス局長、捜査・紛争解決局のパルデテ局長らを日本へ招聘し、インドネシア政府の知財に対する取り組みや最新動向についてご紹介いただいた。

インドネシアでは模倣品対策がスムーズには進まないといわれる一方で、インドネシア知的財産総局内に捜査局が2010年12月に設置され、権利者からの摘発申請を受け付けるなど、インドネシア警察と連携した模倣品の国内取締りを進めている。そこで、エンフォースメントの最新状況や海外周知商標への審査実務、昨今の知財法の改正状況等について具体的な事例や統計データを踏まえて、日系企業ら約170人に対し

てご説明いただいた。

3-3. ベトナム真贋判定セミナー (2015年11月)

ジェットロ、経済産業省による共同開催により、ベトナムの財政省税関、商工省市場管理局、経済警察、科学技術省等の職員を招き、知的財産取締強化に向けた真贋判定セミナーをハノイで開催した。日系企業10社が協力し、中国製などの模倣品と正規品の判定方法や模倣品の流通ルートなどについて情報提供した。

ベトナムでは、市場において露骨な模倣品が販売され、税関での疑義品の発見頻度も低いことから、近年、真贋判定セミナーや招聘事業を積極的に実施している。現地での真贋判定セミナーはベトナムにおいて5回目となり、ベトナム政府機関職員が98名参加した。

市場管理局のドー・タン・ラム副部長は「執行機関と権利者間で情報共有・交換を行う体制が大切であり、今後のセミナーでは、真贋判定方法に加えて協力体制・情報交換体制についてのセッションも追加してほしい」と述べられた。また、税関密輸防止局知財保護部のチャン・ベト・フン副部長より「税関では2014年春から日本型通関システムVNACCSが稼働開始し、執行手順の整備が進んでいる」との報告がなされた。



図11 インドネシア：セミナー会場内の受講者の様子（左側）、意見交換会の様子（右側）



図12 ベトナム：セミナー会場内の受講者の様子（左側）、展示ブースの様子（右側）

3-4. ベトナム三者連携プロジェクト (2016年7月)

<プロジェクト概要>

本プロジェクトは、現状、日系企業の権利者が現地市場で模倣品を発見した際には市場管理局に依頼して都度摘発する必要があるところ、ベトナムの執行機関である「市場管理局」、「ベトナム市場関係者」および「日系企業の権利者」の三者で連携し、市場関係者を対象にした模倣品対策に関する啓発活動を行うことにより、摘発によらないクリーンな市場を目指すという日系企業の権利者発案のプロジェクトである。

<市場啓発セミナー>

その具体的な取り組みとして、ハノイ最大規模のドンズアン市場と協力し、市場関係者に対してベトナムにおける模倣品の実態や模倣品の危険性等を紹介するセミナーが開催され、市場関係者ら約130人が参加した。

ジェトロからは「市場の健全性向上と消費者の安全確保への理解促進に貢献したい」と述べ、経済産業省からは「模倣品対策を効果的に推進するべく、市場関係者の理解が必要である」と語った。また、ドンズアン社のド・スアン・トゥイ社長は「模倣品の取り締まりと同時に、市場関係者に対し正規品を取り扱う方法などの周知も必要である」と説明した。

3-5. マレーシア国内取引・協同組合・消費者省 (MDTCC) 招聘 (2015年10月)

ジェトロ、経済産業省による共同開催により、模倣品の取締りを管轄しているマレーシア国内取引・協同組合・消費者省 (MDTCC) 法執行部のロスラン部長らを招聘し、知的財産権のエンフォースメントの取り組みや最新動向について、日系企業、経済産業省や文

部科学省等の関係機関向けにご紹介いただいた。

マレーシアは近年急速に発展し、日系企業にとっても大きな市場を内包しているが、依然として模倣品が数多く出回っており、エンフォースメントのより効果的な実行が求められている。本意見交換会では日系企業11社が参加し、マレーシアにおける模倣品取締りの法制度の現状について説明を受けた。日系企業からは「現状、マレーシア税関では差止めがほぼ行われておらず、今後MDTCCとマレーシア税関との協力強化により、実効的な制度構築を期待したい」、「MDTCCに対する真贋判定セミナーの実施を要望したい」との声が上がった。



図14 マレーシア：日系企業との意見交換会の様子

3-6. ミャンマー税関差止プロジェクト (2016年7月)

<プロジェクト概要>

本プロジェクトは、2015年度よりスタートし、日系企業ブランドの模倣品の水際差止め事例創出と、ミャンマー税関でのノウハウ蓄積に向けて、ジェトロ・経済産業省と、日系企業と、ミャンマー税関とが三者で協力しあい、現地で税関登録を行ったブランドと商品について、税関での真贋判定トレーニングや協議を行



図13 ベトナム：市場啓発セミナー会場内の様子 (左側)、展示品を見学する参加者の様子 (右側)

い、集中監視を依頼するプロジェクトである。

2015年度は試行的に日系企業1社から、ミャンマー税関職員向けの真贋判定セミナーを開催し、その後も官民で意見交換を実施するなどしてきたが、税関で模倣品が差止められた実績はなく（2016年7月時点）、その要因として現場の人材不足、ノウハウ不足、真贋判定情報不足等が挙げられた。そこで2016年度は、本格実施として日系企業を4社選定し、輸入頻度増による疑義品の発見機会増と、消費者の安全に直結する商品も含めた商品多様化を図ることとした。

＜真贋判定セミナー＞

その具体的な取り組みとして、日系企業4社のブランドと商品について、模倣品と正規品の判定手法の解説を行う税関職員向けの真贋判定セミナーをヤンゴンで開催し、ミャンマー税関から40名強の取締担当職員が参加した。ミャンマー税関職員からは、模倣品と疑われる輸入品を発見したときの対応方法や連絡方法、また正規品の代理店舗や流通ルートの情報等について活発な質疑応答がなされ、終了予定時刻を大幅に超えてセミナーは終了した。

本セミナー前後で教育省（知財関係省庁）や警察庁、税関本部・ヤンゴン港を訪問したところ、警察庁からは「国内市場等における模倣品の取締りに向けて、警察庁職員向けにも真贋判定セミナーを是非開催してほしい」との要望を受けた。税関本部では日本税関支援による電子通関システム MACCS（本年度11月に導入予定）について説明いただき、ヤンゴン港では現場の様子（紙ベースの通関業務、輸出入品の開梱・検査作業、X線検査など）を見学させていただいた。

4. おわりに

ASEAN 諸国において流通する模倣品の多くは中国で製造されているという特徴があるため、ASEAN 諸

国における模倣品対策に加えて、中国の源流を抑える必要がある。そのため、日系企業においては ASEAN 諸国で対策を実施する場合であっても、調査や摘発の現場では中国源流に関する情報があるかを意識し、中国における模倣品対策を実施できる体制も検討しておくことが重要と考えられる。

また最近では、日本ブランドの模倣品だけでなく、安価な中国ブランド商品を ASEAN 諸国に輸入した後日本ブランドの商標に書き換えるといった手口や、日本ブランドの包装箱に入れ替える等して模倣品を流通させる手口もある。近年の中国では模倣品の摘発が厳格に行われるようになってきたため、一部の中国模倣業者は、上記のような手口で ASEAN 諸国に拠点を移し、模倣品の製造販売を行っている。このような場合には、ASEAN 諸国で対応するほかないが、法執行制度が整備されていない国では対応が難しくなってしまう。上記のような現状を踏まえると、今後、ASEAN 諸国全体の法執行体制が向上するとともに、中国政府との効果的な連携がなされることも期待したい。

ジェットロでは、引き続き、ASEAN 諸国における日系企業等の模倣品対策を支援すべく、模倣品被害の実態や模倣品対応策などについて現地調査を行うとともに、模倣品対策事業として現地政府機関向け真贋判定セミナーや招聘事業等を実施していく予定である。現地の調査結果についてはジェットロのウェブサイトですぐ公表していく予定であるので、ぜひご参照いただきたい。

本稿は筆者個人の資格で執筆したものであり、ジェットロとして公式見解等を述べたものではない。また、記載内容には十分注意しているものの、完全に正確な内容であることは保証できない点をご了承いただきたい。



図 15 ミャンマー：セミナー会場内の様子（左側）、展示品を見学する参加者の様子（右側）

(参考文献)

- 1) ASEAN における模倣品及び海賊版の消費・流通実態調査 2014年3月 (ジェットロ)
- 2) タイにおける模倣品流通実態調査 2015年5月 (ジェットロ)
- 3) インドネシアの模倣品対策に関する調査 2016年3月 (ジェットロ)
- 4) ベトナムにおける模倣品・知的財産権侵害物品の流通に関する調査 2015年3月 (ジェットロ)
- 5) 中越国境における中国からベトナムへの模倣品流通実態調査 2016年3月 (ジェットロ)
- 6) ASEAN・インド知財保護ハンドブック 2013年3月 (ジェットロ)
- 7) 2015年度模倣被害調査報告書 (特許庁)
- 8) 知財に関する統計 (世界知的所有権機関 (WIPO))
- 9) タイ知的財産局 (Department of Intellectual Property), DIP Annual Report
- 10) タイ税関局 (Customs Department), Customs Annual Report
- 11) タイ知的財産ニュース (ジェットロ)
- 12) インドネシア知的財産レポート (ジェットロ)
- 13) インドネシア知的財産ニュース (ジェットロ)
- 14) ベトナム知的財産ニュース (ジェットロ)

(原稿受領 2016. 8. 5)

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長

会誌編集部担当 須山英明, 本田 淳
記

- | | |
|--------------|---|
| 応募資格 | 知的財産の実務, 研究に携わっている方 (日本弁理士会会員に限りません)
※論文は未発表のものに限ります。 |
| 掲 載 | 原則, 先着順とさせていただきます。また, 編集の都合上, 原則「1 テーマにつき 1 原稿」とし, 分割掲載や連続掲載はお断りしていますので, ご了承ください。 |
| テ ー マ
字 数 | 知的財産に関するもの
5,000 字以上厳守～ 20,000 字以内 (引用部分, 図表を含む) パソコン入力のこと
※ 400 字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。 |
| 応募予告 | メール又は FAX にて応募予告をしてください。
①論文の題名 (仮題で可)
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先 (TEL・FAX・E-mail) を明記のこと |
| 論文送付先 | 日本弁理士会 第3事業部 広報・支援室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2 |
| 掲 載 基 準 | http://www.jpaa.or.jp/?p=9390 |
| 選 考 方 法 | 会誌編集部にて審査いたします。
審査の結果, 不掲載とさせていただくこともありますので, 予めご承知ください。 |